

介護老人福祉施設 守礼の里（１割）

入居料金及びその他の費用について（令和6年8月1日）

○施設サービス費

要介護度	日額	月額
要介護1	670円	20,100円
要介護2	740円	22,200円
要介護3	815円	24,450円
要介護4	886円	26,580円
要介護5	955円	28,650円

○その他加算（利用者の状態・状況に応じて追加される加算は異なります） 単位：円

加算項目	日額	月額	備考
①初期加算	30	900	入居から30日間
②外泊時費用算定	246		外泊（入院）した翌日より6日間
③個別機能訓練加算	12	360	
④日常生活継続支援加算	46	1,380	
⑤夜勤職員配置加算Ⅱ口	18	540	
⑥看護体制加算Ⅰ口	46	120	
⑦看護体制加算Ⅱ口	8	240	
⑧協力医療機関連携加算	—	100	※月額
⑨口腔衛生管理加算	—	90	※月額
⑩療養食加算	6円/1回（1日3回）		※持病により治療食が必要な場合に追加
⑪看取り介護加算Ⅰ1	72	※1日 当たり	※適用時に追加される加算
⑫看取り介護加算Ⅰ2	144		
⑬看取り介護加算Ⅰ3	680		
⑭看取り介護加算Ⅰ4	1,280		
⑮介護職員処遇改善加算Ⅰ	月1回		1ヶ月の総利用料金×14%

※③～⑨に関しては基本となる加算（合計：2,830円）

○食材・調理費・居住費 単位：円

食材・調理費		居住費	
日額	月額	日額	月額
1,445	43,350	2,066	61,980

○その他利用料金

項目	金額	内容
支払代行事務手数料	500円/月	医療費等の代行支払事務手数料や利用料金等の口座引落代行事務手数料
水道・光熱費	250円/日	日常生活に必要と考えられる水道光熱費
特別食	実費	利用者が選定する特別な食事
教養娯楽費	実費	サービス提供の一環として実施する行事等の費用
日常生活費	実費	日常生活に必要と考えられる物品購入
理美容代	実費	理美容業者によるカット・パーマ等
健康管理費	実費	各種予防接種
入院・外泊時居住費	2,066円/日	入院・外泊の翌日から施設へ戻られた前日までの居室の確保・管理費用

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費について①

◎食材・調理費及び居住費には、市町村民税課税段階により標準負担減額措置があります。

利用者負担段階	対象者	預貯金額 (夫婦)	負担限度額 (円/日)	
			居住費	食材・調理費
第1段階	生活保護受給者	要件なし	880	300
	世帯(世帯を分離している配偶者を含む)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)		
第2段階	年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下※非課税年金も含む	650万円 (1,650万円)	880	390
第3段階①	年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以上120万円以下※非課税年金も含む	550万円 (1,550万円)	1,370	650
第3段階②	年金収入金額(※)＋合計所得金額が120万円以上※非課税年金も含む	500万円 (1,500万円)	1,370	1,360
第4段階	市町村民税本人課税者(世帯を分離している配偶者が課税者)		2,066	1,445

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額

◎施設利用料(介護サービス費)に関しては、市町村民税課税段階により上限額が設定されています。

上限額を超える額に関しては、後日保険者からの払い戻しがあります。(高額介護サービス費)

高額介護サービス費 段階別利用者負担上限額 単位：円

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
月額	15,000	15,000	24,600	44,000

※高額介護サービス費は、介護保険施設及び在宅サービスを利用された際に各市町村に申請することができます。

※申請が適用され高額介護サービスの対象となった場合、自動的に払い戻しが開始され、以降の申請は不要です。

(但し、収入等の変更や生活保護適用・解除などがある場合は再申請が必要です。)

◎上記の標準負担減額と高額介護サービス費を適用された場合の自己負担額

区分	高額介護サービス費	居住費	食材・調理費	合計
第1段階	15,000	26,400	9,000	50,400
第2段階	15,000	26,400	11,700	53,100
第3段階①	24,600	41,100	19,500	85,200
第3段階②	24,600	41,100	40,800	103,200
第4段階	44,000	61,980	43,350	149,330

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費について②

令和6年8月1日

◎第2段階

要介護度	月額	③～⑨加算 (月額)	処遇改善 加算	食費 (月額)	居住費 (月額)	合計
要介護1	20,100	2,830	3,210	11,700	26,400	64,240
要介護2	22,200		3,504			66,634
要介護3	24,450		3,819			69,199
要介護4	26,580		4,117			71,627
要介護5	28,650		4,407			73,987

◎第3段階①

要介護度	月額	③～⑨加算 (月額)	処遇改善 加算	食費 (月額)	居住費 (月額)	合計
要介護1	20,100	2,830	3,210	19,500	41,100	86,740
要介護2	22,200		3,504			89,134
要介護3	24,450		3,819			91,699
要介護4	26,580		4,117			94,127
要介護5	28,650		4,407			96,487

◎第3段階②

要介護度	月額	③～⑨加算 (月額)	処遇改善 加算	食費 (月額)	居住費 (月額)	合計
要介護1	20,100	2,830	3,210	40,800	41,100	108,040
要介護2	22,200		3,504			110,434
要介護3	24,450		3,819			112,999
要介護4	26,580		4,117			115,427
要介護5	28,650		4,407			117,787

◎第4段階

要介護度	月額	③～⑨加算 (月額)	処遇改善 加算	食費 (月額)	居住費 (月額)	合計
要介護1	20,100	2,830	3,210	43,350	61,980	131,470
要介護2	22,200		3,504			133,864
要介護3	24,450		3,819			136,429
要介護4	26,580		4,117			138,857
要介護5	28,650		4,407			141,217

○日常生活費（施設で提供可能な物品の詳細）

区分	料金	内容
バスタオル	38円/回	入浴時の希望により施設タオルを借用した場合
フェイスタオル	27円/回	
リンスインシャンプー	440円/本	希望により日常生活に必要なものを施設が提供する場合
ボディソープ	440円/本	
固形石鹸	110円/個	
ヘアクリーム	440円/本	
口腔ガーゼ	700円/箱	
歯磨き粉	275円/本	
シェービングクリーム	440円/本	
歯ブラシ	150円/本	
舌ブラシ	200円/本	
歯間ブラシ	400円/10本	
口腔ケアジェル	1,200円/90g	
口腔ケアスポンジブラシ	1,000円/箱	
義歯洗浄剤	800円/箱	

※その他の日用品に関してはご家族で準備お願い致します。

ご利用額の変更や、新たに発生する費用については、事前に変更内容及びその事由について、ご利用者及びご家族 代理人にお知らせ致します。

各種加算の単位及び算定要件一覧表

サービスコード	サービス内容略称	算定要件の概要	合成単位	算定単位
51	6132 福祉施設日常生活継続支援加算	要介護度の高い高齢者に対して、質の高いケアを実施する施設に対する評価。算定日の属する前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち要介護4・5の占める割合が70%以上若しくは認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入居者の割合が65%以上、たんの吸引が必要な入居者の占める割合が15%以上であって、介護福祉士を有する職員の数が入居者が6又はその端数を増すことに1以上である場合	46	1日につき
51	6114 福祉施設看護体制加算Ⅰ(1・ロ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4	1日につき
51	6116 福祉施設看護体制加算Ⅱ(2・ロ)	看護職員を入居者が25名又はその端数を増すことに1名以上配置している・最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している・24時間の連絡体制を確保している場合	8	1日につき
51	6120 福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ	ユニット型介護福祉施設サービスを実施しており、夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合	18	1日につき
51	6003 福祉施設個別機能訓練加算	機能訓練指導員を1名以上配置し、他職種が協働して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、機能訓練を行っている場合	12	1日につき
51	6109 福祉施設若年性認知症受入加算	宿泊で受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別に担当を決め、そのものを中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合	120	1日につき
51	6100 常勤医師配置加算	常勤の医師を1名以上配置している場合	25	1日につき
51	6200 精神科医療養指導加算	認知症である入居者が全入居者の3分の1を占める介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合	5	1日につき
51	6250 障害者生活支援体制加算	厚生労働大臣が定める障害者生活支援員(平成12年厚生省告示第23号30における)を1名以上配置している場合	26	1日につき
51	6300 福祉施設外泊時費用	入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合	246	月6日限定
51	6400 福祉施設初期加算	入所日から30日以内の期間・30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合	30	1日につき
51	6501 退所前後訪問相談援助加算	入居者が退居後に居宅、その他社会福祉施設等(病院・診療所及び介護保険施設を除く)に入居する場合に、本人の同意を得て、居宅や当該施設等を訪問し連絡調整・情報提供を行った場合	460	1回につき
51	6502 退所時相談援助加算	入居者が退居後に居宅、その他社会福祉施設等(病院・診療所及び介護保険施設を除く)に入居する場合に、家族や当該施設等へ介護状況を示す文書を添えて情報提供を行った場合	400	1回限り
51	6503 退所前連携加算	入居者が退居後に居宅において、居宅サービスを利用する場合において、本人の同意を得て、居宅介護支援事業者へ介護状況を示す文書を添えて情報提供を行った場合	500	1回限り
51	6155 福祉施設協力医療機関連携加算Ⅰ	協力医療機関と入居者等の病歴等を共有する会議を定期的に開催していること。①急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を整えている。②高齢者施設等からの求めにより診察を行う体制を整えている。③入所者等の病状が急変した場合入院を受け入れる体制を整えている。	100	1月につき
51	6156 福祉施設協力医療機関連携加算Ⅱ	上記以外の協力医療機関と連携している場合	5	1月につき
51	6274 福祉施設経口移行加算	経管栄養を実施している入居者に対し、医師の指示に基づき他職種協働で経口移行計画を作成し、当該計画に基づき栄養管理を行った場合	28	1日につき
51	6280 福祉施設経口維持加算Ⅰ	現に経口より食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議と等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行うにあたっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。	400	1月につき
51	6281 福祉施設経口維持加算Ⅱ	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(1)において行う食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く。)食事、歯科衛生士、又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(1)に加えて1月につき算定。	100	1月につき
51	6123 福祉施設口腔衛生管理加算Ⅰ	自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の技術的助言と指導を行い相談に応じ対応すること。歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔衛生等を月2回以上行うこと。	90	1月につき
51	6124 福祉施設口腔衛生管理加算Ⅱ	加算(1)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。	110	1月につき
51	6275 福祉施設療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき	6	1回につき
51	6282 福祉施設看取り介護加算Ⅰ	回復の見込みがないと診断された入居者に対し、他職種協働して看取りに関する計画の作成を行い、当該計画に基づいて対応した場合。死亡日以前31日以上45日以下	6	1日につき
51	6276 福祉施設看取り介護加算Ⅱ	回復の見込みがないと診断された入居者に対し、他職種協働して看取りに関する計画の作成を行い、当該計画に基づいて対応した場合。死亡日以前4日以上30日以下	144	1日につき
51	6277 福祉施設看取り介護加算Ⅲ	回復の見込みがないと診断された入居者に対し、他職種協働して看取りに関する計画の作成を行い、当該計画に基づいて対応した場合。死亡日以前2日又は3日	680	1日につき
51	6283 福祉施設看取り介護加算Ⅳ	回復の見込みがないと診断された入居者に対し、他職種協働して看取りに関する計画の作成を行い、当該計画に基づいて対応した場合。死亡日	1280	1日につき
51	6278 福祉施設在宅復帰支援機能加算	入居者が在宅復帰を希望する場合において、家族や居宅介護支援事業者へ連絡調整を行っているとともに、退居後のサービス利用に関する調整を行っている場合	10	1日につき
51	6279 福祉施設在宅入所相互利用加算	在宅生活を継続する観点から、複数のものであらかじめ在宅期間及び入居期間を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している場合	40	1日につき
51	6270 福祉施設安全対策体制加算	運営基準(省令)における事故の発生および再発を防止するために講じなければならない措置としてこれまで、①事故発生防止のための指針の整備、②委員会の開催、③従業者に対する研修の定期的な実施、④～⑥を適切に実施するための担当者の配置を行った場合	22	1回限り
51	6353 再入所時栄養連携加算	入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行なった場合	200	1回につき
51	6101 福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合80%以上、又は介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上	22	1日につき
51	6102 福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合60%以上	18	1日につき
51	6103 福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合50%以上、又は看護師、准看護師、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上、又は利用者による直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上	6	1日につき
51	6110 福祉施設介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を1本かした加算。※月の介護サービス費14.0%の上乗せ負担となります。	14.0%	1月につき